

不審な声かけに注意しましょう！

新学期が始まると、子どもたちへの不審な声かけ事案などが多発する傾向にあります。犯罪被害に遭わないために、できるだけ一人になることを避け、明るい道や人通りの多い道を通るようにしましょう。

また、身の危険を感じたら、迷わず大声や防犯ブザーを鳴らして周囲に助けを求めましょう。

【覚えよう！「いか・の・お・す・し」
いか…知らないひとについて「いか」ないの…知らないひとのくるまに「の」らないお…「たすけて！」と「お」おごえでさげぶす…こわいことがあったら「す」ぐにげるし…おとなに「し」らせる

熊本県警では、子どもの非行や犯罪被害の防止情報などを動画にした「ゆっぴーと学ぼう!!あんしんネットスクール」をYoutubeで配信しています。ぜひお子さまとご覧ください。



詳しくは、市ホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)

乗り入れブロックなどを道路上に設置しないで！

☒ 乗り入れブロックや鉄板などを道路上に設置することは、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる恐れがあり、大変危険です。道路上には、乗り入れブロック等を設置しないでください。事故が発生した場合は、設置者の責任が問われる可能性もあります。乗り入れのため、歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができます ☒ 区土木センター総務課

下水道法に基づく特定事業場の管理者は届出が必要

次に該当する時は忘れずに手続きください。

特定施設を設置するとき／新たに下水道処理区域となり接続するとき／特定施設の構造を変更するとき／代表者名または会社名を変更したとき／特定施設の使用を廃止したとき／特定事業場を承継したとき など
詳しくは、水再生課(☎381-1157)へ。

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などを使う方が下水道に接続して汚水を流し始めた時は使用開始の届出、転居などで使用を廃止する時は使用廃止の届出が必要です。

また、井戸水・温泉水などをご使用でメーター設置がない一般家庭は、使用人数や用途に変更があった場合には、使用料の計算方法が変わりますので届出が必要です。

詳しくは、料金課お客さまセンター(☎381-1118)へ。

分譲マンション支援事業を利用しませんか

① **マンション管理規約整備支援**
☒ 共同生活のルールである管理規約を整備する際にかかる費用の一部を補助

② **マンション管理士派遣**
☒ お住まいの分譲マンションにマンション管理士を派遣し、マンションの管理運営に関する相談を受け付けます

③ **分譲マンション耐震化支援**

☒ 分譲マンションの耐震化にかかる費用の一部を補助

【①～③共通】

☒ 4月6日から住宅政策課へ

詳しくは、市ホームページ「分譲マンションに関する事業等について」へ。



④ **マンション管理相談会** **無料**

☒ 4月14日(水)午後1時半～4時半 ☒ 市庁舎9階会議室 ☒ 毎月第2水曜日に市庁舎の会議室などで開催する無料相談会 ☒ (一社)熊本県マンション管理士会 ☒ 電話で(一社)熊本県マンション管理士会事務局(☎090-2581-1108 平日午前9時～午後5時)へ

(住宅政策課 ☎328-2438)

公園愛護会の活動に参加してみませんか

公園愛護会とは、地域の皆さんがいつも気持ちよく公園を利用できるよう、日々公園内の清掃・草刈り・花壇管理・遊具点検などを行っているボランティア団体です。



詳しくは、市ホームページへ。

(公園課 ☎328-2523)

消火器の点検業者を装った不審者にご注意を！

消火器の点検業者を装った不審者の情報が寄せられています。

・「一人暮らしの高齢者宅に防災グッズを送付します。一人暮らしです」

委・員・募・集

熊本市公民館運営審議会委員

公民館の運営に関する事項を調査し審議する委員

任期 6月1日～2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方で、年3回程度開催する会議に出席でき、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う方

定員 2人(作文・面接による選考)

※熊本市社会教育委員との重複応募は遠慮ください。

詳しくは、市ホームページまたは生涯学習課(☎328-2736)へ。

熊本市社会教育委員

社会教育の振興について、調査・研究・提言などを行う委員

任期 6月1日～2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方で、年3回程度開催する会議に出席でき、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う方

定員 1人(作文・面接による選考)

※熊本市公民館運営審議会委員との重複応募は遠慮ください。

詳しくは、市ホームページまたは生涯学習課(☎328-2736)へ。

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会

くまもと・わくわく基金の制度や助成事業選定などについて検討するための委員

任期 委嘱日～令和6年3月

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方で、年4回程度開催する会議に出席できる方

定員 1人(小論文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは地域活動推進課(☎328-2036)へ。

くまもと市男女共同参画会議委員

男女共同参画の実現に向けて意見を聞くための委員

任期 委嘱日～2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方

定員 2人(作文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは男女共同参画課(☎328-2262)へ。

中小企業活性化会議委員

中小企業の振興について意見をいただくための委員

任期 委嘱日～2年間

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方で、年2回程度開催する会議に出席できる方。また、応募時点で本市の他の審議会等の委員になっていない方。

定員 1人(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは経済政策課(☎328-2375)へ。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会委員

市立幼稚園の特別支援教育等に関する事項を検討するための委員

任期 委嘱日～令和4年3月31日

対象 市内に住むか通勤・通学する方

※市議会議員または市職員(嘱託・臨時職員の方を含みます)を除く

定員 2人以内(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは学校改革推進課(☎328-2708)へ。

市外局番 096 を省略しています ●「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

暴力団等から不当な金銭の要求や因縁をつけられていませんか？

お困りの方は、ひとりで悩まず、遠慮なくご相談ください。

☎ 096-382-0333 **相談無料**

(土・日・祝日と年末年始を除く午前9時から午後4時まで) **秘密厳守**

毎週月曜日

祝日と年末年始を除く午前9時から12時まで

熊本市役所3階広聴課において「民事介入暴力相談所」を開設しています。

相談は**無料**で弁護士と専門のスタッフがアドバイスします。

電話相談も受け付けます。TEL.096-328-2933(民事介入暴力相談所専用電話) ※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては、専門スタッフによる電話相談のみの可能性もあることをご了承ください。

暴力団追放

三ない運動+1

- ☞ 暴力団を利用しない
- ☞ 暴力団を恐れしない
- ☞ 暴力団に金を出さない
- +1 ☞ 暴力団と交際しない



公益財団法人 熊本県暴力追放運動推進センター

熊本市中央区水前寺6丁目35番4号

熊本県暴追センター

検索